

【いじめ事案の校内対応】 上山市立南中学校

- ・教職員が発見
- ・アンケート等からの把握
- ・生徒、保護者からの訴え

↓
・状況確認(第一次)
・当該生徒から
・周りの生徒から
・事実把握、整理
<情報を(生徒指導主事)に報告>
その後管理職へ報告

<教育委員会等への報告:教頭より教育委員会(学区担当指導主事)へ>
・事実の確定
・指導方針の検討
・教職員で情報の共有(主任会、相談係会、生徒指導担当者会など)

加害児童生徒への指導
保護者への助言
・行為の振り返り
・問題点の整理
・被害生徒の気持ちの理解
・自己存在感が持てる指導の実施
・再発防止の徹底

学級等の集団の人間関係の構築に向けた指導

重大事態
(校長より教育委員会(学校教育課長)へ)
上山市いじめ防止基本方針P14参照

いじめの発生

(いじめ対策委員会)

- <校内職員>
・校長・教頭・教務主任
・生徒指導主事・各学年主任
・特別支援コーディネーター
・保健主事・養護教諭
<校外関係者>
・スクールカウンセラー

(生徒指導主事)が組織運営する

情報収集(第二次) 事実確認

指導方針の検討

被害者保護者対応

特別な指導

人間関係の修復

学級等に対する指導

指導後の状況把握

最低3カ月の継続的な見取り、指導

重大事態(いじめ防止対策推進法第28条)

- 1 いじめにより児童生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある
- 2 いじめにより児童生徒が相当期間学校を欠席することを余儀なくされた疑いがある

- ・当該生徒に関わる教員から情報収集
- ・事実を時系列で整理
- ・具体的事実と周辺事実の整理

- ・個別に行う
- ・記録に残す
- ・生徒に寄り添い支えるような態度で行うこと

- ・家庭での状況について聞き取り
- ・丁寧な状況説明と今後の方針の確認
- ・今後の学校との連携方法を確認する

- 必要に応じて
- ・謝罪の場の設定
 - ・生徒同士の間関係の修復
 - ・保護者同士の間関係の修復

- ・日常の状況把握による再発防止の徹底